

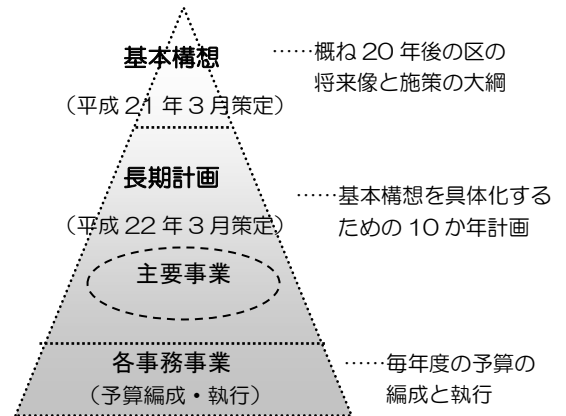
江東区の行政評価システムについて

H25.6.28

1 長期計画と行政評価システム

(1) 江東区の計画の体系

基本構想に示された概ね20年後の江東区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現を目指し、右記のような計画の体系となっています。



(2) 長期計画の構成

第1章 計画策定にあたっての考え方

- I 長期計画の概要
- II 長期計画の前提
- III 長期計画の視点

第2章 長期計画における重点プロジェクト

第3章 長期計画における分野別計画

第4章 長期計画における主要事業

(3) 長期計画の期間

長期計画の計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10か年です。このうち、平成22年度から平成26年度までを前期、平成27年度から平成31年度までを後期とし、施策実現に関する指標及び主要事業については、前期の最終年度である平成26年度を目標年度としています。

(4) 施策の構成

この長期計画（分野別計画）では、次の構成により各施策の基本的な方向性と取り組み、将来目標を明らかにしています。

【現状と課題】

施策の進捗状況と今後解決すべき課題を示しています。

【施策が目指す江東区の姿】

施策を総合的・計画的に展開することによって実現する10年後の江東区の姿を示しています。

【施策実現に関する指標】

施策の積極的な展開によって、どのような成果（メリット）が区民にもたらされたかを表す指標（モノサシ）として設定するもので、その推移を明らかにすることによって、区民への説明責任を果たすとともに、施策や具体的な事務事業の改善に活用していくものです。

【施策を実現するための取り組み】

施策を実現するための取り組みの柱を記載し、その目的と、区が区民や事業者とともに進めるべき具体的な取り組みの方向性を示しています。

【主要事業】

長期計画の各施策の「施策が目指す江東区の姿」、「施策実現に関する指標」、「施策を実現するための取り組み」を実現・達成するために、特に重点的に取り組むべき事業を示しています。なお、毎年度実施する行政評価の結果に基づき、事業量・事業費の見直しや、新たな事業の選定を行います。

【長期計画の施策の構成】



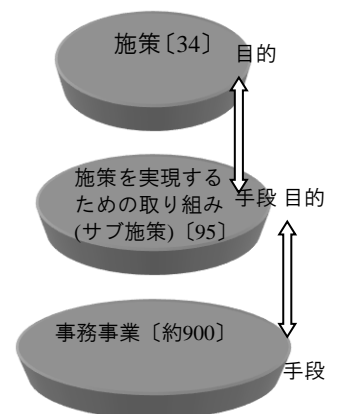
(5) 長期計画の施策体系

長期計画では、34の施策ごとに江東区をこのような「まち」にしたいという「江東区の姿」を設定し、この目的を実現するために何をすべきかという形で計画が構成されています。

そして、施策の目的を実現するための具体的な取り組み内容を、「施策を実現するための取り組み（サブ施策）」として、表しています。さらに、その「施策を実現するための取り組み（サブ施策）」の目的を達成するためのより具体的な手段が事務事業という三層構造がとられています。すなわち、事務事業の積み上げが「施策を実現するための取り組み（サブ施策）」、施策になるのではなく、施策や「施策を実現するための取り組み（サブ施策）」の目的を達成するために事務事業が存在することから、この事務事業の見直しや取捨選択を常に行っていく必要があるのです。

また、既に(4)のところでも述べましたが、施策の目的の達成度を測るモノサシとして、施策に「指標」が設定されています。これは、「江東区の姿」や「施策を実現するための取り組み（サブ施策）」の目的を指標として数値化することにより、施策の成果や進捗状況を区民に分かりやすく示すとともに、多種多様な行政課題が山積する中で、施策の目標を明確にすることで事業の優先化・重点化が可能になり、限られた財源・人・施設といった行政資源を効果的に活用することができます。

江東区長期計画



【指標の例：施策1】

《施策が目指す江東区の姿》

水辺の緑の帯と区内各所の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する風の道が確保されています。また、エコロジカルネットワークが形成され、自然と人とがともに支えあって生きています。

数値化

《指標 1》

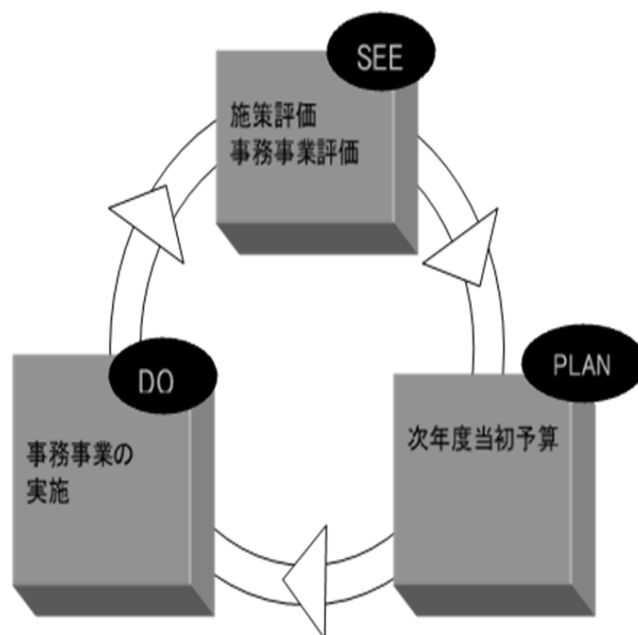
水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合
 現状値：81.9%
 目標値：85%

(6) 長期計画の進行管理と行政評価システム

この3層の施策体系からなる長期計画の進行管理を効果的に実施するため、江東区では行政評価システムを導入しています。

具体的には、「施策」については、毎年度、各施策の「指標」の達成状況等に基づき、施策の取り組み状況を検証することにより、今後の方向性を定めていきます。

また、「事務事業」については、「施策を実現するための取り組み（サブ施策）」への貢献度等を視点として、毎年度、全事務事業の評価を行い、次年度の方向性を定めます。



2 行政評価システムの見直し(H22 年度実施)

(1) 見直しの目的

本区の行政評価システム(行政評価制度)は、平成 13 年度にスタートし、平成 13 年度に約 1,000 あった事務事業(一般会計)が平成 22 年度には約 700 事業となるなど、区政運営の効率化に寄与してきました。

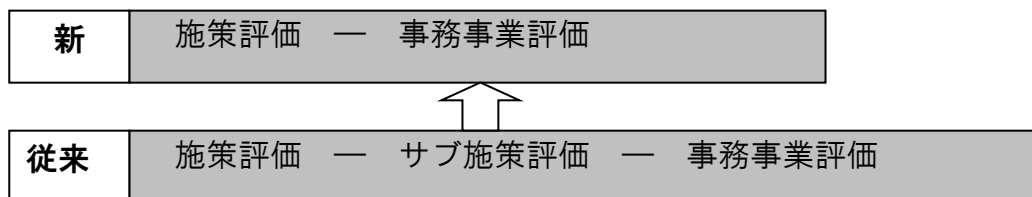
一方で、職員自らが評価を行う内部評価のみの制度であったため、評価の客観性や透明性の確保が不十分であり、また評価結果と予算編成の関係が不明確であるといった課題がありました。

こうした課題へ対応するため、新たな長期計画のスタートに合わせ、行政評価システムの見直しを実施することといたしました。

(2) 主な改正点

① サブ施策評価の廃止

サブ施策(「施策を実現するための取り組み」)評価については、サブ施策が施策の実質的な中身となっていることから、施策評価の中に取り込むことにより、廃止しました。



② 施策評価方法の見直し

(ア) 外部評価の導入

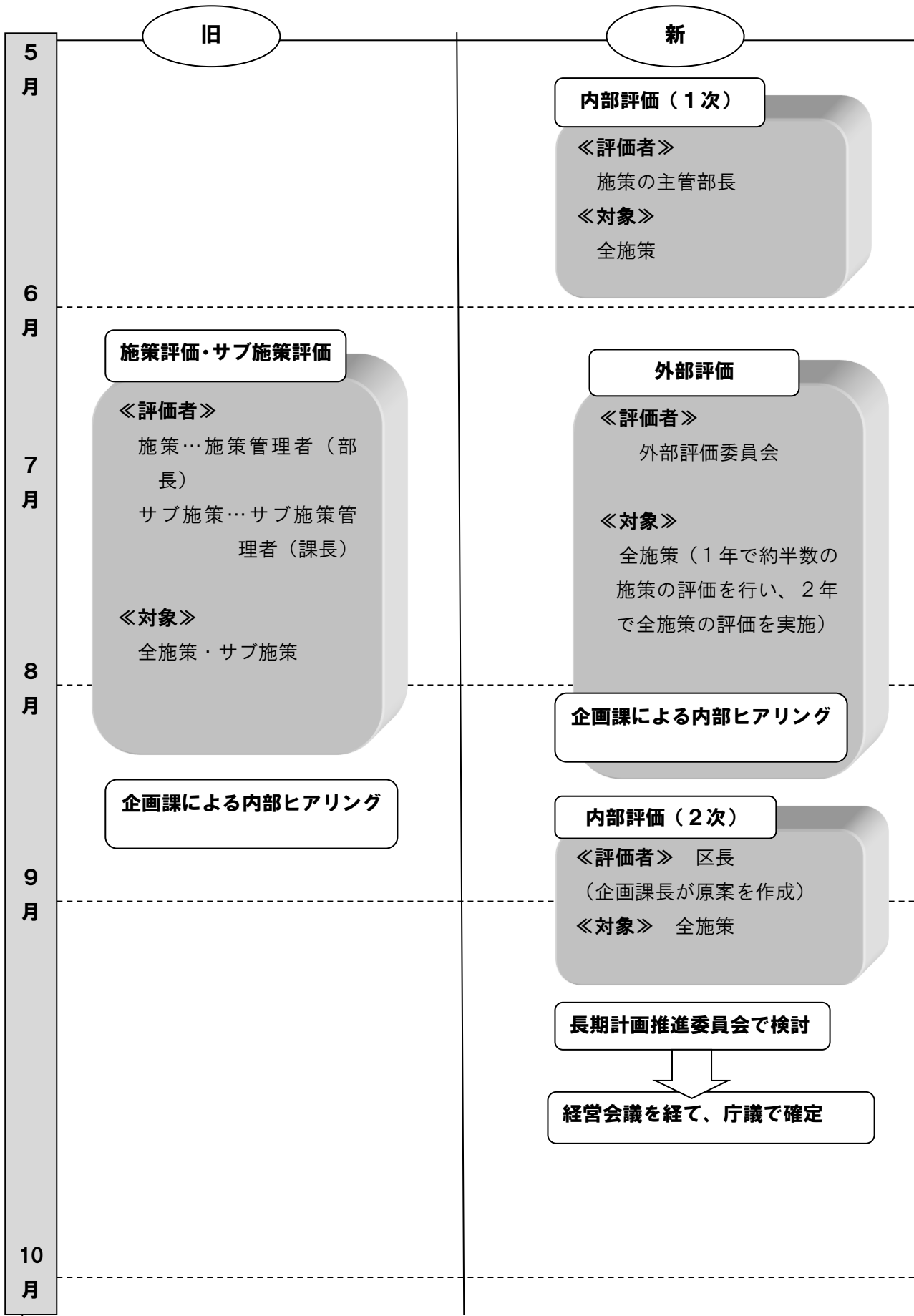
従来の内部評価に加え、公募区民・学識経験者等から成る外部評価委員会を設置し、行政評価に客観的な視点を取り入れました。また、委員会を公開で実施することにより、評価制度の透明性を高めています。

(イ) 内部評価に一次評価・二次評価を設定

【一次評価】全施策について、主管部長による施策評価を行います。外部評価対象施策については、評価結果を外部評価委員会に提出します。

【二次評価】一次評価・外部評価の結果を踏まえた、区の最終評価となります。二次評価は、予算編成前に確定し、評価結果に基づき施策の実施のあり方を見直しを図り、必要に応じて予算への反映を図ります。

《見直し後の行政評価(施策評価)の流れ》



③ 長期計画推進委員会の設置

副区長以下部長級職員を中心とした長期計画推進委員会を設置し、行政評価を含めた長期計画の進行管理に関する意思形成過程の明確化を図りました。なお、本委員会の検討事項については、首脳部による経営会議(※)の審議を経た後、庁議において確定します。

※経営会議…区政運営上の重要事項について首脳部による検討を行う会議体。22年度より新たに設置。

④ 「長期計画の展開」の発行

行政評価の結果や、主要事業の予定等を「長期計画の展開」として毎年度まとめ、長期計画の進捗状況を分かりやすい形で区民へ公表していくこととしました。

3 外部評価委員会について

(1) 構成

学識経験者 3 名 評価経験者 4 名 公募区民 6 名 計 13 名

※網掛けは 25 年 6 月からの新委員

氏 名	委員区分等	備 考
安 念 潤 司	評価経験者	中央大学法科大学院 教授
木 村 乃	評価経験者	明治大学 特任准教授
藤 枝 聡	評価経験者	立教大学総長室教学連携課職員
大 塚 敬	評価経験者	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 株式会社 主任研究員
桑 田 仁	学識経験者	芝浦工業大学 准教授
牧 瀬 稔	学識経験者	法政大学大学院 兼任講師
山 本 かの子	学識経験者	元大正大学 准教授
梅 村 小百合	公募区民	
坂 井 優 子	公募区民	
田 中 真 司	公募区民	
吉 田 正 子	公募区民	
浦 田 清 美	公募区民	
澁 谷 勝 彦	公募区民	

※評価経験者による小委員会を設置し、外部評価委員会では出された意見(評価)の調整等を行う。

(2) 評価対象

長期計画に定める施策（「計画の実現に向けて」を含める）

※2年で全施策の評価を行う。25年度は23年度に外部評価を実施した施策を対象とする。

施策の大綱	基本施策	施策番号	施策	外部評価対象施策
水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成	1	水辺と緑のネットワークづくり	
		2	身近な緑の育成	○
	環境負荷の少ない地域づくり	3	地域からの環境保全	○
		4	循環型社会の形成	
		5	低炭素型社会への転換	
未来を担う子どもを育むまち	安心して子どもを産み、育てられる環境の充実	6	保育サービスの充実	
		7	子育て家庭への支援	○
	知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり	8	確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成	
		9	安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進	
	子どもの未来を育む地域社会づくり	10	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	○
		11	地域ぐるみの子育て家庭への支援	
		12	健全で安全な社会環境づくり	○
区民の力で築く元気に輝くまち	健全で活力ある地域産業の育成	13	地域の人材を活用した青少年の健全育成	○
		14	区内中小企業の育成	
		15	環境変化に対応した商店街振興	○
	個性を尊重し、活かす地域社会づくり	16	安心できる消費者生活の実現	○
		17	コミュニティの活性化	○
		18	地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	
	地域文化の活用と観光振興	19	男女共同参画社会の実現	
		20	文化の彩り豊かな地域づくり	○
	ともに支え合い、健康に生き生きと暮らせるまち	健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実	21	地域資源を活用した観光振興
22			健康づくりの推進	○
23			感染症対策と生活環境衛生の確保	○
誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進		24	保健・医療施策の充実	
		25	総合的な福祉の推進	○
		26	地域で支える福祉の充実	
		27	自立と社会参加の促進	
住みよさを実感できる世界に誇れるまち	快適な暮らしを支えるまちづくり	28	計画的なまちづくりの推進	
		29	住みよい住宅・住環境の形成	○
		30	ユニバーサルデザインのまちづくり	
	安全で安心なまちの実現	31	便利で快適な道路・交通網の整備	○
		32	災害に強い都市の形成	○
		33	地域防災力の強化	○
計画の実現に向けて	1	34	事故や犯罪のないまちづくり	
		2	区民の参画・協働と開かれた区政の実現	
		3	スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	○
		3	自律的な区政基盤の確立	○

(3) 評価方法

一次評価として施策の主管部が事前に作成する施策評価シート、行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート及び事業概要一覧等に基づき、今後 5 年間の施策の方向性等について評価を行う。

(4) 実施方法(公開)

① スケジュール（予定含む）

- 第 1 回（6 月 28 日） ガイダンス
- 第 2 回～5 回（7 月） ヒアリング
- 第 6 回（8 月 16 日） 評価結果のまとめ
- 第 7 回（26 年 3 月） 25 年度行政評価結果の報告

② ヒアリングの実施方法

外部評価にかかる所管部課長とのヒアリングについては、以下の要領で行う。

- 委員長を除く委員 12 名を 3 班に分け、担当する施策の評価を行う。なお、班分け及び担当施策は以下の通りとする（委員長は、最終的な調整・取りまとめを行う。）。
- 「計画の実現に向けて②、③」のみ、全評価経験者委員によるヒアリングを行う。

班	委員名	担当する施策	事務局担当者
1 班	※ 大塚 敬 桑田 仁 吉田 正子 浦田 清美	2 身近な緑の育成 3 地域からの環境保全 29 住みよい住宅・住環境の形成 31 便利で快適な道路・交通網の整備 32 災害に強い都市の形成 33 地域防災力の強化	小菅、工藤
2 班	※ 藤枝 聡 牧瀬 稔 坂井 優子 田中 真司	7 子育て家庭への支援 10 地域や教育関係機関との連携による教育力の向上 15 環境変化に対応した商店街振興 16 安心できる消費者生活の実現 17 コミュニティの活性化 20 文化の彩り豊かな地域づくり	加納、岸上
3 班	※ 木村 乃 山本 かの子 梅村 小百合 澁谷 勝彦	12 健全で安全な社会環境づくり 13 地域の人材を活用した青少年の健全育成 22 健康づくりの推進 23 感染症対策と生活環境衛生の確保 25 総合的な福祉の推進	藤田、荒川
者委員 全 評価 経験	※ 安念 潤司 木村 乃 藤枝 聡 大塚 敬	計画の実現に向けて② スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営 計画の実現に向けて③ 自律的な区政基盤の確立	藤田、岸上

※は班長

- 各班は、施策評価シート、行政評価（二次評価）結果取り組み状況説明シート及び事業概要一覧等に基づき、所管部課長とのヒアリングを行う。なお、施策評価シートは、ヒアリング前に各委員に送付する。
- ヒアリングは、1回あたり2時間とし、公開で行う。
 - ※ヒアリング前の30分間に、委員意見調整の場を設ける。
- 外部評価委員は、基本的には以下の視点に基づき評価を行う。
 - 《外部評価委員の視点》
 - 施策の目標に対して、成果は上がっているか
 - 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか
 - 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か
 - 施策の総合評価（今後の方向性）
 - 23・24年度の行政評価結果を受けて、事業の改善が図られているか
- 各委員は、ヒアリング終了後、概ね3日後までに外部評価シートを事務局まで提出する。

③ 評価のとりまとめ

各委員から提出された外部評価シートをもとに、委員長及び各班の班長による小委員会で評価案（原案）を作成の上、各委員に提示する。最終案は、第6回外部評価委員会において決定する。

(5) 評価結果の取扱い

各所管で行う一次評価、外部評価を踏まえ、9月に企画課で二次評価案をまとめ、長期計画推進委員会、経営会議の審議を経て庁議で二次評価(区の最終評価)を確定する。評価結果は、予算要求期限前に各所管へ送付する。各所管は、評価結果に基づき、施策の実施のあり方の見直しを図り、必要に応じて予算への反映を図る。

(6) 事務局連絡先

江東区政策経営部企画課	
【住所】 江東区東陽4-11-28	
【電話】 03-3647-9168	
【ファックス】 03-3699-8771	
1班	工藤、小菅 m-kudou04@city.koto.lg.jp (工藤メールアドレス)
2班	岸上、加納 m-kishigami09@city.koto.lg.jp (岸上メールアドレス)
3班	荒川、藤田 k-arakawa10@city.koto.lg.jp (荒川メールアドレス)